

# 山梨県公報

第二千三百二十五号

平成二十五年

五月三十日

木曜日

## 目次

職員の出先機関	三四五
山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令	三四五
公告	三四五
指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(三件)	三四五
一般競争入札について	三四七
公共測量の実施	三四九
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	三四九
開発行為に関する工事の完了について	三四九
公安委員会	三四九
落札者等の決定について	三四九

## 訓令

### 山梨県訓令甲第十一号

職員の出先機関

平成二十五年五月三十日

山梨県知事 横内正明

職員の出先機関

職員の出先機関

改める。

### 附則

この訓令は、平成二十五年六月一日から施行する。

### 山梨県訓令甲第十二号

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年五月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

別表十の項中「地域雇用対策の推進に関する業務に従事する者」を「職員駐在規程に基づき甲府市飯田一丁目及び東京都千代田区有楽町二丁目」に、「一週間について三十八時間四十五分」を「四週間について百五十五時間」に、「月曜日」を「課長が四週間ごとの期間について定める日曜日以外の四の日」に改める。

### 附則

この訓令は、平成二十五年六月一日から施行する。

## 公告

指定施設要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十二条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年五月三十日

山梨県知事 横内正明

指定施設要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施設要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町日影字大ノ平六三五、六四〇	石原彦太郎
甲州市大和町日影字鬼久保一一三一、一一三四	手塚定雄

甲州市大和町鶴瀬字八久保六五八	塩野禎隆
甲州市大和町鶴瀬字芝原七五六の二、字徳波川西二六五の二	天野幸作、天野袈裟雄、天野治兵卫、小澤萬助、笠井七左卫門、佐藤定吉、佐藤富太郎、佐藤ふく江、佐藤福太郎、塩野常次郎、塩野忠造、辺藤とら、天野富藏、天野文三郎、小池安太郎、佐藤輝吉、塩野栄次郎、塩野喜作、塩野慶閑、塩野源甫、塩野さと、塩野利十郎、塩野政吉、田村美晴、天野吾六
甲州市大和町初鹿野字火造口一〇九	小池逸郎
甲州市大和町初鹿野字観音沢三九七三の二、四〇三八の二	上矢宝作、佐藤茂、高野貞雄、高野勝平、山崎勝芳
甲州市大和町初鹿野字宝沢四九一三の四から四九一三の七まで	佐藤高春、三橋勇
甲州市大和町初鹿野字宝沢四九一八	手塚正郎
甲州市大和町初鹿野字宝沢四九一八	小沢実

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次 of 森林については、主伐は、択伐による。
  - 2 甲州市(次の図に示す部分に限る。)
  - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 4 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年四月十八日農林水産省告示第千三百十七号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年五月三十日

山梨県知事 横 内 正 明  
指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市勝沼町深沢字沢頭沢三七四一、三七六三の一、三七六三の二	佐藤徳雄

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次 of 森林については、主伐は、択伐による。
  - 2 甲州市(次の図に示す部分に限る。)
  - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 4 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年四月十八日農林水産省告示第千三百十八号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する第三十二条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年五月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町日影字足沢九三二の一	小澤文夫
甲州市大和町田野字曲沢一―二の一から一―二の三まで	手塚和夫、古屋勉、三品芳郎
甲州市大和町初鹿野字東山四一―一六（次の図に示す部分に限る。）	古屋滋
甲州市大和町初鹿野字片手回四二五九（次の図に示す部分に限る。）	有賀國造
甲州市大和町初鹿野字字とふ沢四九八九（次の図に示す部分に限る。）	手塚富恵
甲州市大和町初鹿野字字とふ沢四九九〇（次の図に示す部分に限る。）	平山為雄

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲州市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年四月十八日農林水産省告示第千三百二十二号

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十五年五月三十日

山梨県立産業技術短期大学校事務局長 藤 本 勝 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品の名称及び数量

CAD/CAMシステム等 一式

2 購入物品の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十五年十月三十一日

4 納入場所

山梨県都留市上谷五丁目七番三十五号

山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十五年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第千八百八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

<p>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるものでないこと。</p> <p>4 入札告示の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。</p> <p>5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。</p> <p>三 入札手続等</p> <p>1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒四〇四 〇〇四一 山梨県甲州市塩山上於曾一三〇八 山梨県立産業技術短期大学校塩山キャンパス 総務・民間研修課 電話〇五五三 三三一 五二〇〇</p> <p>2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十五年六月十四日（金）までの、山梨県の休日を含め、山梨県条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの三の1の交付場所において交付する。</p> <p>3 入札参加資格確認申請書の提出方法 この公告の翌日から平成二十五年六月十四日（金）までの、県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの三の1の場所に提出する。</p> <p>4 入札及び開札の日時及び場所 平成二十五年七月九日（火）午後二時 山梨県甲州市塩山上於曾一三〇八 山梨県立産業技術短期大学校塩山キャンパス第一会議室</p> <p>5 郵便による入札書の受領 郵便による入札書の受領は行わない。</p> <p>6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者</p>	<p>であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>7 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>8 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行つた者を落札者とする。</p> <p>四 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>2 入札保証金 入札保証金は免除する。ただし、落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第二百二十条の規定により、違約金を徴収するものとする。</p> <p>3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>4 契約書作成の要否 要</p> <p>5 違約金の有無 有</p> <p>6 最低制限価格の有無 無</p> <p>7 前払金の有無 無</p> <p>8 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合においては、県は損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>9 その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>Summary</p>
---	--

- 1 Nature and quantity of the products to be procured  
CAD/CAM System  
1 unit
- 2 Date and time for tender  
2:00PM July 9, 2013
- 3 Bureau in charge  
Yamansshi Industrial Technology Junior College Enzan campus  
1308 Kamiozo Enzan Koshu-shi Yamanshi-ken 404-0042 Japan  
TEL 0553-32-5200

● 公共測量の実施  
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年五月十五日付けで小菅村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
平成二十五年五月三十日

- 一 作業種類 公共測量（道路三次元データ計測） 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 作業期間 平成二十五年五月二十日から平成二十五年七月三十一日まで
- 三 作業地域 北都留郡小菅村の一部

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成二十五年五月三十日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
昭和町西条字山梨八一八の一、八一八の二、八一八の三、八一八の四、八一八の五及び八一八の六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市池田一丁目五番九 有限会社グリーンリーフホーム 代表取締役 遠藤 勇司

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成二十五年五月三十日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
北杜市大泉町西井出字石堂八二四〇の一七四八、八二四〇の二〇九六、八二四〇の二〇九七、八二四〇の二一〇二、八二四〇の二一〇三、八二四〇の二三三八、八二四〇の三四七二、八二四〇の三四七三、八二四〇の三五六四の一部及び水の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都渋谷区神宮前一丁目二十三番三十号 宗教法人「生長の家」 代表役員 磯部 和男

### 公安委員会

● 落札者等の決定について  
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十五年五月三十日

- 一 落札に係る役務の名称及び数量  
山梨県甲府警察署管内における放置車両確認事務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県警察本部交通部交通指導課 山梨県甲府市中央一丁目十番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成二十五年五月十五日
- 四 落札者の氏名及び住所  
昭和総合警備保障株式会社 山梨県甲府市朝氣一丁目一番五号

五 落札金額

二千六十八万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七号の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十五年四月四日